

改 正 案		現 行	
（婚姻内親王等に関する特例） 第三十三条 法第三十九条第一項に規定する内親王及び女王（次項及び第三項において「婚姻内親王等」という。）に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		（法を適用しない者） 第三十三条 法第三十九条に規定する政令で定める者は、戸籍法の適用を受けない者とする。	
法第七條第一号	氏名	名	
法第七條第一号の二	氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第三條第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）	名の振り仮名（名に用いられる文字の読み方を示す文字をいう。）	
法第七條第四号	世帯主の氏名	世帯主の氏名（世帯主が次号に規定する内親王等住民である場合にあっては、世帯主の名。	第二十二條第一項第

法第七條第五号	法第七條第六号	法第九條第二項	法第二十二條第一項第一号
戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者について、その旨	住民となつた年月日	戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした	氏名
第三十九條第一項に規定する内親王及び女王であつて、市町村の区域内に住所を有するもの（次号及び第二十二條第二項において「内親王等住民」という。）である旨	内親王等住民となつた年月日	皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）第九條第一項又は第十條第一項の規定による届書を受理した	名
五号及び第二十三條第五号において同じ。）			

法第二十二條 第二項	法第二十三條 第一号、第二 十四條及び第 二十五條	第十二條第二 項第一号	
する者（同項第七号の 者を除く。）	もの	氏名	戸籍に関する届書、申 請書その他の書類を受 理し、若しくは職権で 戸籍の記載若しくは記 録をした
する者	もの（同項第七号の者 である内親王等住民に あつては、内親王等住 民の身分に関する事項 を証する文書）	名	皇族の身分を離れた者 等の戸籍の取扱い等に 関する法律（昭和二十 二年法律第百十一号） 第九条第一項若しくは 第十条第一項の規定に よる届書を受理した
法第九條第二項	第三十三條第一項の規 定により読み替えて適 用する法第九條第二項 の規定若しくは第三十		

	第二十二條	
	同條第二項の文書	三條第三項
出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示	第三十三條第一項の規定により読み替えて適用する法第七條第一号の二に規定する名の振り仮名、出生の年月日及び同條第五号に規定する内親王等住民である旨	次條第一項に規定する転出証明書

2 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている婚姻内親王等が皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは、その者の法第七條各号に掲げる事項を記載した住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同條各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の前項の規定により読み替えて適用する同條各号に掲げる事項を記載した住民票（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

3 宮内庁長官は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務を管理し、又は執行するに当たつて、婚姻内親王等の住民票の記載等をすべき事由があることを知つたとき（法第四章の

規定による届出に基づき市町村長が住民票の記載等をすべき場合及び第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第二項の規定により市町村長が通知すべき場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を当該婚姻内親王等が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。